

入札心得（郵便入札用）

1 入札の条件

- (1) 郵便入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）は、仕様書等を熟覧のうえ、入札に参加するものとする。仕様書等に疑義があるときは、公告に定めるところにより質問することができる。
- (2) 開札は、指定した日時、場所において執行する。
- (3) 郵便入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。第167条の8第3項の規定により、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 郵便入札参加者は、入札書の郵送後においても、開札までの間は、別に定める入札辞退届を入札を担当する課等に直接持参して提出したときは、当該入札を辞退することができる。
- (5) 郵便入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合は、入札の執行を延期又は中止することがある。
- (6) 次の一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札参加資格のない者が行った入札
 - イ 記名押印を欠く入札
 - ウ 金額を訂正した入札
 - エ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思が不明瞭な入札
 - オ 同一の郵便入札者が2通以上の入札書を提出した入札
 - カ 金額欄に「0円」と記載された入札
 - キ いわき市郵便入札実施要項（令和3年3月2日制定）に違反して入札書を提出した入札
 - ク 入札書に記載の物件名等と封筒に記載の物件名等が一致していない入札
 - ケ 入札書を入れた封筒が、改札前に開封されている形跡が認められる入札
 - コ その他市長が指定した事項に違反した入札
- (7) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。
- (8) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において、有効な入札をしていない者は、再度の入札に参加できない者とする。
- (9) 再度の入札において、初度の入札をしていない郵便入札参加者は、再度の入札を辞退したものとみなし、再度の入札に参加できない者とする。
- (10) 再度の入札に付して落札者がいない場合には、随意契約とする。
- (11) 落札となるべき同課の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、入札した者のうちくじを引かない者がいるときは、その者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 契約の条件

- (1) 落札決定者は、令和6年3月22日午後4時までに契約を締結しなければならない。この期間内に契約の手続きがなされない場合には、落札の効力を失う。
- (2) 落札者が正当な理由なく指定した制限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、契約当事者両者が契約書に記名押印したときとする。

3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札談合の可能性が認められる場合は、入札参加者をくじで2者に減じて執行するものとする。
- (3) 落札者が、談合その他不正行為により、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受け当該命令が確定したときなどの場合は、契約代金額の10分の2に相当する額を賠償金として請求することができる。
- (4) 入札後に談合の事実が判明した場合は、当該入札を無効とし、契約（仮契約）中であっても契約を解除することができる。
- (5) 談合情報を得たときの手続きに関しては、いわき市入札談合情報処理要綱を遵守すること。

4 その他

その他必要な事項は、その都度指示するものとする。